

# 令和5年度 丹波市観光活性化支援事業実施要綱

(事業趣旨)

第1条 丹波の多彩な資源を活かし、丹波の魅力の発信と交流基盤づくりを図るため、地域内外の多様な主体と地域自らが創意と工夫でイベント等に取り組み、人と自然が織りなす交流・対流により地域の活性化と美しいふるさとづくりに取り組む団体等を支援するものとする。

(補助対象とする事業)

第2条 補助対象とする事業は、補助対象経費が500千円以上の観光事業で、自己財源は事業費の30%以上あることとする。また、計画時の参加者数が概ね1,000人以上を見込める事業とし、その内容は丹波の恵まれた資源(自然、景観、歴史、伝統文化、特産物等)を活かし、その組み合わせにより丹波市内外の交流活性化の可能性を広げ、次表に掲げるイベント、行・催事等により丹波の魅力ブランドづくりにつながる事業とする。

項目	内容
補助対象事業	実施される集客イベント、行・催事等は、次に該当するものとする。 1 集客や消費を創出・喚起する要素を含むイベント、行・催事等であること 2 地域の活性化・外部への宣伝効果を含むイベント、行・催事等であること 3 産業が育ち、自立したまちづくりに繋がるイベント、行・催事等であること 4 観光資源の利用増進を図るためのイベント、行・催事等であること

ただし、次に該当する事業は対象としない。

- ① 興行としての営利を目的とするもの。  
(事業の参加料等として実費程度の受益者負担を徴収することは可)
- ② 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- ③ 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とする事業
- ④ その他、審査で不相当と認められた事業

(申請資格)

第3条 団体等特に制限はしないが、申請された事業が補助対象に決定された場合、その事業を実施できる団体(実行委員会組織も含む。)とする。

事業の効果が丹波の魅力ブランドづくりにつながるものであれば申請資格を有するものとする。ただし、団体はその構成員の2分の1以上が市内在住者であること。

(補助額等)

第4条 補助額は1事業当たり3,000千円(千円未満は切り捨てとする)を限度とし、補助対象経費の20%以内で、且つ予算の範囲内で事業ごとに一般社団法人丹波市観光協会会長(以下「会長」という)が必要と認めた額とする。

(補助対象となる経費)

第5条 事業を実施するために必要な基盤的経費とし、補助対象経費と補助対象とならない経費は、会長が特に必要と認めた場合を除き、次の表に掲げたものとする。

なお、他の補助金の併用がある場合は別の収入項目として記載することとし、補助対象経費としての併給は認めない。また、自己財源には他の補助金による収入は含まないこととし、「その他」の収入として備考欄に具体的に明記するとともに、その補助金要綱等も添付すること。

補助対象経費	<p>次に掲げるイベント、行・催事等の実施にかかる基盤的経費、ただし、謝金を含みいずれの支出にも必ず領収書を必要とし、領収書には宛名、明細、領収印も必須とする。事業所、商店等が発行するレジ・レシートについては押印がなくとも領収書とみなすがレシート原本には実行委員会等実施主体者の宛名が記載されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>謝 金 : 講演会の講師謝金、ステージイベント等への出演者謝金、など協力や助言等に対する謝金。但し、主催関係者（実行委員会等を構成する事務局員を含む委員等）は対象外とする。</li> <li><input type="checkbox"/>委 託 料 : 事業実施に係る委託料、企画に係る委託料、事務に係る委託料（但し、受託者が実行委員構成委員でない者で、且つ委託契約書の締結を必須とする）。</li> <li><input type="checkbox"/>旅 費 : 講演会の講師など、主催関係者以外の交通費</li> <li><input type="checkbox"/>通 信 費 : 郵券料などの必要な通信費(但し、案分請求でない明細の分かるもの)</li> <li><input type="checkbox"/>印刷製本費: チラシ、パンフレットなどの印刷費、会議等資料印刷費</li> <li><input type="checkbox"/>使用料・賃借料: 会場・付属施設使用料（楽屋、控室、駐車場等含む）、音響機器等の使用料・レンタル料、自動車等借上げ料、会議室等の使用料、各種機材の借上げ料、運搬経費</li> <li><input type="checkbox"/>消耗品費 : 機材、材料など原材料費、消耗品、商品券・クーポン券・旅行券等。なお、商品券・クーポン券・旅行券等については対外的に支給した額面による相手方からの領収書を対象経費とし、主催者が購入した時の領収書は重複となるので対象外とする。この場合、事業費にも双方の領収金額を計上すると重複するので主催者購入分は計上しないこと。</li> <li><input type="checkbox"/>会場設営・撤去費、活動資材費 : テント・ステージ・客席・看板製作・装飾などイベント会場の設営及び撤去に要する経費、音響、照明等の設備・レンタル料等のイベント、行・催事等の実施に係る基盤的な経費、電気・水道設備工事費等</li> <li><input type="checkbox"/>警 備 費 : 会場警備等にかかる経費</li> <li><input type="checkbox"/>宣伝広告料: ポスター・チラシ・PR冊子等の作成費、看板・のぼりの設置等イベント開催の広告宣伝費</li> <li><input type="checkbox"/>保 険 料 : イベント、行・催事等への参加者の傷害保険加入保険料</li> <li><input type="checkbox"/>その他経費: 上記項目に該当しない経費で補助対象と認められるもの</li> </ul>
補助対象とならない経費	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>第2条の「丹波の恵まれた資源（自然、景観、歴史、伝統文化、特産物等）を活かし、その組み合わせにより交流の可能性を広げ、丹波の魅力ブランドづくりにつながる事業」と認められない事業</li> <li><input type="checkbox"/>実行委員会等を構成する委員等(事務局員を含む)に益する支出や役務の対価等</li> <li><input type="checkbox"/>イベント、行・催事等において、趣旨、目的に沿わない出展(店)委託料または謝金等</li> <li><input type="checkbox"/>実行委員会等（事務局を含む）の運営費</li> <li><input type="checkbox"/>企画書等成果物の無い企画構成費</li> <li><input type="checkbox"/>興行的事業、</li> <li><input type="checkbox"/>備品（本体価格が1点1万円以上、且つ複数年使用可能のもの）、主催者発行の金券等（ただし出演者等への謝礼や一般参加者への景品等を目的とし、</li> </ul>

	<p>且つ受領者からの受領書が伴うものは除く)、賄としての飲食費、振込手数料等</p> <p>□光熱水費・電話代・コピー機使用料等で案分計算による支出</p> <p>□その他補助対象として不適当な経費</p>
併給の定義	<p>県、市、その他の団体等から補助金制度の併用は認めるが、補助対象経費の併給は認めない。(例：他の補助金の補助率が<math>1/2=50\%</math>で、当補助金が<math>20\%</math>となる場合、かつ自己財源も<math>30\%</math>を確保できているため、補助金の「併給」とはならないものとして取り扱う。)</p>
その他	<p>丹波市観光100選に該当する事業については、広報制作物(チラシ、ポスター等)に観光100選ロゴマーク掲載に努める。</p>

(事業申請)

第6条 事業実施団体は、様式第1号に事業計画書(別紙様式1)と添付資料を添えて会長に事業計画の承認を申請するものとする。

2 事業計画書は、次に掲げる事項を内容とする。

- ① 事業実施団体の概要
- ② 事業の目的・独創性・必要性
- ③ 事業の具体的内容
- ④ 事業実施スケジュール
- ⑤ 期待される効果
- ⑥ 事業を実現するための手法及び連携・支援体制
- ⑦ 事業実現にあたり課題・障害となること
- ⑧ その他特にアピールする事項
- ⑨ 収支予算書

(審査等)

第7条 申請のあった事業について、一般社団法人 丹波市観光協会で組織する審査会において審査する。ただし、申請が多数の場合は事前審査(審査員による書面審査)を行い、通過したものを対象に審査会において決定する。

2 審査に際して事業内容等の確認が必要であると判断されるときはその内容について申請者に説明を求めることがある。

3 会長は、前記審査会において助成要件を満たす事業について審査し、適当と認められた事業について予算の範囲内において補助を決定する。

(審査基準)

第8条 審査会では、下記の事項などについて審査する。

- (1) 新たな魅力ブランドを創出し、地域の活性化につながる事業であること。
- (2) 事業に対する熱意があり、事業の実現性が高いこと。
- (3) 事業経費の用途が事業内容に対して適当であり、助成の効果が高いこと。
- (4) 特産品振興の観点から地域マーケティングの導入による集客効果が加味されているか。
- (5) 地域の特色を最大限生かした事業として集客促進の先導的な地域モデルとなる要素があること。
- (6) 新たな視点からの事業内容が見られること。
- (7) 補助金交付決定前に補助事業を開始した場合は、原則として補助金の交付対象とはならないが、事業実施時期等によってはやむを得ず交付決定前から開始せざるを得ないと会長が認めた場合、且つ審査等において前各号に合致すると認められた場合は、事前着手にかかる経費も補助対象とすることができるものとする。

(変 更)

第9条 補助団体等は、承認を受けた事業の内容等に変更を行う場合は変更計画書(別紙様式2)と収支予算書(別紙)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更で協会が認めるものについては、この限りでない。

なお、補助適応事業が変更により第2条に掲げる交付基準と合致しない場合は補助金交付決定を取り消す。

2 すでに補助金交付決定を受けた団体等が、自ら事業を取消す場合も前項の様式等により提出するものとする。

(実績報告書)

第10条 補助団体等は、事業完了後、会長が指定する日までに事業実績報告書(様式第3号)、(別紙様式3)、収支決算書(別紙)、丹波市観光活性化支援事業明細書および付属資料を会長に提出するものとする。

2 実績報告書の提出期限は、(別紙様式1)及び(別紙様式2)の「実施予定期間」中、「イベント開催予定日」欄に記載した日の最終日以後、60日以内に提出するものとする。ただし、3月期にあつては3月10日までの最終平日とする。

(補助金の交付)

第11条 会長は提出のあった事業実績報告書を審査し、当該事業の成果が承認された内容及び付された条件等に適合していると認められたときは、補助金交付決定通知書(様式第3号)の写しを添えた補助金請求書(様式4号)の提出に基づき、補助金を交付する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。